

生駒市条例第 33 号

生駒市特別会計設置条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特別会計設置条例を廃止する条例

生駒市特別会計設置条例（昭和 39 年 4 月生駒市条例第 3 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（生駒市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正）

- 2 生駒市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 43 年 7 月生駒市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「公共施設整備基金特別会計歳入歳出予算」を「一般会計歳入歳出予算」に改める。

（生駒市特別会計設置条例の廃止に伴う経過措置）

- 3 廃止前の生駒市特別会計設置条例の規定による公共施設整備基金特別会計の令和 7 年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。